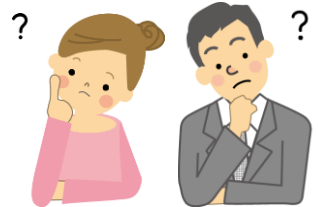


和地ひとみレポート No.125

いま、話題の政務活動費とは・・・ 東大和市議会の政務活動費について



■地方自治法の改正により

『政務調査費』が『政務活動費』に

…兵庫県議会議員の問題ある支出により、連日、報道などで取り上げられている『政務活動費』。今回のニュースを受けて、東大和市議会の事務局にも東大和市の政務活動費についての問合せの電話が数本入っているとのこと。そこで、今回は東大和市議会の政務活動費について取り上げたいと思います。…まず『政務活動費』は、H24年の地方自治法改正により、それまでの政務調査費から使途が拡大されたことに伴って名称が変更されました。その際、地方自治法で定められた規定に基づき各自治体で政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることが義務付けられており、東大和市議会でも「政務活動費の取扱基準」を定めています。

【地方自治法(抜粋)】

(第100条第14項)普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

(第15項)前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

(第16項)議長は、第十四項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

■東大和市では会派に対し

所属議員数に月額¥11,000を乗じて支給

…自治体によっては個人への支給というところもありますが、東大和市では政務活動費は会派に支給されます。その金額は会派の所属議員数に月額¥11,000を乗じた金額となっており、例えば3人所属している会派の場合は3人×¥11,000×12か月分が年度ごとに支給となります。(他市の内容は裏面に)また、支給については一人会派も認められています。よって和地ひとみは4月末日付で無所属となったため、今年度支給された政務活動費は¥11000×11か月分です。会派に支給された政務活動費の使途及び支出についての基準は以下のとおりです。そして、これらを規定どおり使用し、年度末に残った額は市に返還することとなっています。

- ① 会派が行う調査研究、研修、広報、広聴等
市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動、その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動(以下、政務活動という)に要する経費に対して支出するものであること。
- ② 政務活動費が公費であることを十分認識した上で、政務活動に要した金額やその態様等が市民に理解してもらえるような妥当性があること。
- ③ 会派の所属議員個人の判断ではなく、会派としての意思決定がなされた上で、政務活動費として支出すること。
- ④ 支出について十分な説明ができるよう書類等が整備されているなど、適正な手続きがなされていること。
- ⑤ 条例第11条第1項または第3項に規定されている収支報告書の提出にあたっては、領収書等の写しとともに政務活動費が会派としての意思決定がなされた上で支出されるものであることを証明する会派承諾証明書を会派全議員署名のもとに提出すること。

■今回の改正でより厳格に

…先に述べたように、自治法の改正により「政務活動費」では、その使途が拡大されました。一方で、今まで会派の責任で使途を決定し、内容を報告していたという手続きに加え、今回の取扱基準では「研究会、研修会等の開催及び参加」「現地調査、研修視察の実施」「住民に対する広報及び広聴活動の実施」に対し、政務活動費を使用する場合は所定のフォームを使用し、あらかじめ議長に『政務活動実施届』を提出、そして実施後は『政務活動実施報告書』を議長にしなければならないとなっています。

…また、和地ひとみが常々疑問に思っていた固定の調査旅費も、今回、実費に変更されました。以前は、宿泊を伴う視察などの際は、1泊あたり¥15,000の固定費となっており、宿泊費、朝食代および夕食代についてはそこに含まれるとされ、その明細についての報告は義務付けられていませんでした。以前、和地ひとみが委員となっていた「議会のあり方調査特別委員会」においても、これらの額も実費とし、領収書を添付することを義務付けた方が良いと意見を言わせて頂いてきましたが、(裏面につづく)

今回の規定では宿泊費については「¥15,000 を上限とする宿泊費の実費」「宿泊費に食事代（夕食代及び朝食代）が含まれていない場合は、宿泊費に含まれていない食事1食につき食卓料1夜分相当額（¥2,000）以内を加算することができる」「ただし、加算した食事代は飲酒代に充てることができないとともに、加算した後の額は、条例に定める宿泊料の額¥15,000 を超えることはできない」という、和地ひとみにとっては当然だと思える常識的なルールが明文化され改善されました。

…もちろん、今までも政務活動費にかかる収支報告書、領収書等の写しは情報公開の対象で、開示請求があれば閲覧できました。また、それらの資料の保存期間は5年とされており、保存責任者は議長、保存場所は議会事務局となっています。そして、今後は用途の概要について市議会ホームページで公表することとなり、今年度分からは透明性が増しますが、これは「一般社会にやっと追いついた」というところだと思っています。

■使えないものは

…政務活動費としての支出が不適切な経費としては「政党活動」「選挙活動」「後援会活動」「私人としての活動」などが総務省見解としても示されているとともに、東大和市議会の取扱基準でも主な具体例が挙げられています。また、事務費に関しても1品あたり3万円未満の物品しか購入できない、プリペイドカード、図書カード、商品券、名刺代等には支出できない、郵送料も会派の政務活動と認められない、個人や政治活動等の郵送料は支出できないとされています。

…ちなみに、和地ひとみが駅頭で配布している市政報告レポート、市議会の毎定例会ごとに新青梅街道以北のエリアにポスティングさせて頂いている議会報告レポートは私費で行っています。これは市民の皆様に対する議員の報告義務として自身の中で継続して行うことを決めた活動ですし、会派に所属していた際は、レポート配布に会派の同意が得られなかったのが、政務活動費を充当できないことは当然のことと考えます。

…今回の兵庫県議会の問題は、一つは議員が自身の権利と責任を自覚せず、倫理観を持っていなかったことに原因があると思います。議員はある意味「個人事業主」のようなもので、個人の活動はそれぞれで「こうすべきだ」という規定はありません。また、活動のスタイルも各人様々です。どのスタイルが良い、悪いということはありませんが、決められたルールの中で、義務を全うすることが基本だと思います。

…政務活動費の額は、それぞれの自治体の事情、考え

方のもと決められていると思いますが、額の多寡より重要なのは市民の納得できる活動に充当すること、きちんと説明ができることだと考えます。今回の兵庫県議会の問題は論外ですが、辞職に追い込まれた議員のその他の行動を報道で聞いても、問題があるように感じます。政務活動費の問題だけではなく、日頃からの議員、議会、市政への市民の皆様が目、様々な問題を防ぐ最大の力になるとあらためて実感しました。

【他自治体の政務活動費】

H26年4月1日現在

自治体名	支給対象	一人当りの月額
多摩市	会派	26,000円
八王子市	会派	60,000円
立川市	会派又は個人	50,000円
武蔵野市	個人	40,000円
三鷹市	会派	27,000円
青梅市	個人	30,000円
府中市	会派	45,000円
昭島市	会派又は個人	20,000円
調布市	会派	25,000円
町田市	会派	60,000円
小金井市	会派	30,000円
小平市	会派	30,000円
日野市	会派	45,000円
東村山市	会派	12,500円
国分寺市	個人	20,000円
福生市	会派	20,000円
国立市	会派	10,000円
狛江市	会派	25,000円
東大和市	会派	11,000円
清瀬市	会派	10,000円
東久留米市	会派	7,625円
武蔵村山市	会派	10,000円
稲城市	会派	25,000円
羽村市	会派	15,000円
あきる野市	会派	20,000円
西東京市	会派	20,000円
※参考		
東京都議会	会派	600,000円

市政、議会について「自然体」「ざっくばらん」にレポート

「身近なようで知らなかった市政、議会。伝えることがスタートだと思います。」
【プロフィール】

1970年 東京都北区生まれ。父の転勤で1歳から群馬県で育つ。幼稚園からカギっ子。リーダーシップを発揮し、小学校で児童会長、中学校でも生徒会長を務める。大好きな音楽を究めようと武蔵野音楽大学に進学、卒業。卒業後は群馬の山奥の小学校で臨時教諭として担任を2年勤め、新しい試みで授業を活性化させ「元気印の先生」として保護者・生徒から親しまれた。／「学校」の外の一般社会で挑戦しようとベンチャー企業の(株)シートゥーネットワーク（※スーパーマーケットを経営。店頭公開から一部上場、外資系企業に転換）に社長秘書として入社。のち店舗現場に異動、同社で初の女性店長となる。その後、人材開発部長を拝命。／「人を活かす」経営を学ぶため一念発起しカナダに留学。外から見た日本の将来に、漠然とした不安を感じる。帰国後もベンチャー企業を選び不動産投資会社に勤務。／同じビジネス界出身の加藤公一代議士との出会いに触発され、政治への道を志して2010年末に退社。現在、新人東大和市議会議員として、日々、奮闘中。

■ 連絡先

和地 ひとみ事務所

HP : <http://www.wachi1103.jp>

✉ wachi_hitomi@cocoa.ocn.ne.jp

【電話・FAX】 042-516-8546

〒207-0005 東大和市高木3-274-2-102



東大和市 市議会議員

和地 ひとみ